

## 経営会議の内容

|       |   |
|-------|---|
| 件名    | 大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について   |
| 所管部   | 街づくり計画部   |
| 日時・場所 | 平成30年1月23日（火）11:30 ～ 12:00 政策会議室  |
| 出席者   | 市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、事業管理課  |
| 提出理由  | 大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業の換地処分に伴い生じる清算金の徴収方法を変更するにあたり、当該条例を一部改正する必要があることから、その内容について了承を得るため   |
| 会議経過  | <p><b>【主な意見等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清算金の分割徴収の期限を延長することで、利子は変わるのか。<br/>             （所管部）分割納付の際の利子については、条例で、財政融資資金の貸付金利を採用すること、その利率が1パーセントを下回る場合は切り捨てることを定めている。利率は本年1月現在で0.01パーセントであることから、このまま変動しなければ、徴収期限の延長にかかわらず無利子となる。</li> <li>・南部地区の土地区画整理事業において減歩率が低く抑えられた要因は。<br/>             （所管部）南部地区は区画整理前の土地が駅前ということもあり、整理後の価格がそれほど上がらない減価補償地区となった。減価補償分として6,000㎡以上の土地を公共利用に供するため、用地を先行して買収していることも影響している。</li> <li>・清算金の徴収期限を延長し、分割徴収を行っている途中で土地の所有者が変わった場合の考え方は。<br/>             （所管部）清算金は換地処分の公告日の翌日に確定し、その時点の所有者が支払うことになる。仮に確定後に売買等の事情があり、所有者が変わったとしても、支払者が変わることはなく、従前の所有者が引き続き支払うことになる。また相続が発生した場合は、相続人に支払っていただくことになる。</li> <li>・10万円以上の清算金を納付する必要がある者は何名か。<br/>             （所管部）現時点で469名である。</li> <li>・徴収期限の延長が10年の範囲で認められる「資力が乏しい」とは、どのような要件か。<br/>             （所管部）基本的には、通常的生活を維持していくうえで支払が可能か、という観点で判断していく。</li> <li>・清算途中で徴収期限を変更することはできるか。<br/>             （所管部）必要性が認められるときには、変更できることとしていきたい。</li> <li>・現行の条例は制定時から変わっていないか。<br/>             （所管部）2年前に、分割徴収や支払い利子についての一部改正を行っている。</li> </ul> |
| 会議結果  | 案のとおり、進めていく。  |